

記者会見資料

1 日 時 令和4年6月22日（水）午前10時

2 場 所 市役所4階 大会議室A

3 出席者 須賀川市財務部長 野沢 正行
須賀川市税務課長 若林 伸治

4 件 名 市税の課税誤りについて

5 内 容

令和4年度の市県民税及び固定資産税において、下記のとおり課税誤りが生じました。

この度の課税誤りにより、ご迷惑をおかけしました納税者の皆様には、心からお詫び申し上げます。

市税は、適正な課税を行うことが基本であります。市民の皆様の信頼を損なう重大な事案となったことを重く受け止め、事務手続きとチェック体制の検証により、再発防止対策を講じ、適正な事務処理に努めてまいります。

（1）市・県民税の課税誤り

ア 経緯

納税通知書送付後、6月13日（月）に納税義務者から申告内容との相違について問い合わせがあり、調査の結果、3月1日に取り込み作業をした確定申告データ3,025件のうち252件が市の「申告支援システム」に取り込まれていないことが判明しました。

データの取り込み漏れにより、確定申告書の内容が当初課税に反映されておらず、課税誤りとなりました。

（通知書発送日）市県民税特別徴収：5月16日（月）

市県民税普通徴収：6月10日（金）

（取り込み漏れとなったデータ）

2月9日～2月24日に税務署へ紙媒体で申告した方の一部

（郵送分を含む）

※電子申告分は正常に処理が完了。

イ 影響

影響を受けた方は、申告者本人とその扶養者など260人であり、そのうち、169人の方で申告内容の修正により税額に増額、減額、新規課税が生じました。

（内訳等は次ページ）

◆対象者数（名）

取込漏れ対象者	247
(被)扶養者・(被)専従者	13
計	260

※データ件数と対象者の差分△5人は
令和4年1月1日以前の死亡者

◆内訳

	対象者数（名）	増減総額（円）	最大増減額（円）	最少増減額（円）
増額	77	7,893,600	1,255,100	2,500
減額	92	-4,421,700	-514,500	-100
小計	169	—	—	—
税額変更なし	91	—	—	—
計	260	—	—	—

ウ 対応

影響を受けた方へは、すでに謝罪のうえ税額変更等について説明しました。

エ 原因

確定申告データの取り込み作業にあたっては、システム開発会社のマニュアルを参照して、必要な手順を取りまとめた市のマニュアルを作成していました。

昨年、作業の効率化を図るため、市のマニュアルを変更しましたが、システム運用保守事業者に確認しなかったため、マニュアルの手順に不備があり、一部データの取り込み漏れが生じました。

【詳細】

税務署から提供される確定申告データは、国税連携システムを介して確定申告書の画像データとテキストデータを受信しますが、その2種類のデータを紐づけして申告支援システムに取り込む仕様になっています。

マニュアルは令和3年8月に変更し、毎月確定申告データの取り込みを実施していましたが、月次処理において、2種類のデータは件数が少ないため、毎月同日に受信しており、正常にデータの取り込みができていました。

しかし、取り込み漏れとなった252件の確定申告データは、件数が3千件超と最も多い時のデータに含まれていたものであり、テキストデータと画像データが3月1日と3月2日に跨って受信する形となりました。

3月1日に取り込み作業を実施しましたが、変更後のマニュアルには、データ受信日が異なる場合の取り込み手順が記載されていなかったため、その後の処理でもデータの紐づけが行われず、取り込み漏れとなりました。

オ 再発防止策

システム運用保守事業者と協力してシステム操作に係るマニュアルの再点検に着手しておりますので、速やかにマニュアルを改正します。

また、システム操作時には改正したマニュアルの手順に従い、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 固定資産税の課税誤り

ア 経緯

納税通知書送付後の5月中に、納税義務者から登記や申告内容等との相違について6件の問い合わせがあり、それぞれ個別に調査した結果、6件の登記済み通知書等について、システムに登録した際の入力ミスが判明し、課税誤りとなりました。

(通知書発送日) 固定資産税：5月2日(月)

イ 影響

影響を受けた方は、個人3名と事業者4社の計7件であり、登録内容の修正により税額に増額、減額が生じました。

◆対象者数(名)

個人	3
事業者	4
計	7

◆内訳

	対象者数	増減総額(円)	最大増減額(円)	最少増減額(円)
増額	1	148,300	148,300	0
減額	6	-1,258,600	-817,900	-600
計	7	—	—	—

ウ 対応

影響を受けた方へは、すでに謝罪のうえ税額変更等について説明しました。

エ 原因

システム入力後は他の職員によるチェックをルールとしておりますが、業務繁忙を理由にダブルチェックを怠ったため、入力ミスを発見できませんでした。

オ 再発防止策

今後は、ルールを厳守し、システム入力後のダブルチェックを徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。